

## ○刑事実戦塾実施要領

平成9年12月1日

埼例規第71号・刑総

警 察 本 部 長

### 刑事実戦塾実施要領の制定について（例規通達）

重要事件の捜査により得られた教訓やその捜査手法等を事後の捜査に生かすため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成9年12月1日から実施することとしたから、効果的に運用されたい。

## 別添

### 刑事実戦塾実施要領

#### 1 趣旨

この要領は、刑事実戦塾の実施に関し必要な事項を定める。

#### 2 用語の意義

この要領において「刑事実戦塾」とは、現実が発生した事件のうち、その捜査により得られた教訓及び手法等が、他の刑事警察官にとって参考になると認められるものについて、その教訓及び手法等を他の刑事警察官に擬似体験的に共有させるための研修をいう。

#### 3 対象事件

刑事実戦塾の対象事件は、次に掲げる事件とする。

- (1) 殺人、強盗、強制性交等、放火等の凶悪事件
- (2) 誘拐事件等特異重要な強行、特殊犯事件
- (3) 汚職事件、公職選挙法違反事件等重要知能犯事件
- (4) 常習窃盗等特異重要な窃盗事件
- (5) 特異重要な暴力団事件
- (6) 特異重要な国際窃盗犯等事件
- (7) 特異重要な薬物、銃器事件
- (8) 高度な鑑識技能を必要とした事件
- (9) その他の特異重要な事件

一部改正〔17年第2310号、29年第1322号〕

#### 4 実施主体

刑事実戦塾の実施主体は、原則として、対象事件の事件主管所属とする。

#### 5 受講対象者

刑事実戦塾の受講対象者は、原則として、警察署に勤務する刑事警察官のうち、対象事件と同種の事件捜査を担当しているものとする。

#### 6 実施方法等

##### (1) 対象事件の選定及び報告

事件主管所属の長（以下「事件主管所属長」という。）は、対象事件に係る捜査が終了し、刑事実戦塾を実施する必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、刑

事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）を経て刑事部長に報告した上、これを主催する。

ア 対象事件の名称及び概要

イ 実施年月日及び時間

ウ 実施担当者及び受講対象者

エ 教養重点

## (2) 実施方法

刑事実戦塾は、事件捜査担当官が、対象事件及びその捜査の概要について説明し、当該事件捜査により得られた教訓及び手法等について協議、検討する方法により行う。

## 7 実施上の留意事項

事件主管所属長は、刑事実戦塾の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 実施時期は、対象事件に係る関係書類、証拠品等が最終的に送致された後、おおむね1か月以内に行うこと。
- (2) 原則として、受講対象者の人員は20人以内、実施時間は2時間以内とすること。
- (3) 実施内容及び方法について、必要により刑事総務課長とあらかじめ協議すること。
- (4) 必要と認めるときは、検察官その他の者に出席を求めること。

## 8 刑事実戦塾に準じた教養の実施

刑事実戦塾を実施した事件主管所属長は、専科教養をはじめとする各種教養、会議等の場において必要があると認められるときは、刑事実戦塾に準じた教養を実施し、教養効果の波及にも配慮する。

## 9 実施結果の報告

事件主管所属長は、刑事実戦塾を実施したときは、その実施結果について、刑事総務課長を経て刑事部長に報告する。

全部改正〔平成12年第48号〕

実施日

この例規通達は、平成9年12月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成 17 年 9 月 27 日務第 2310 号）

この通達は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 29 年 8 月 3 日務第 1322 号）

この通達は、平成 29 年 8 月 3 日から実施する。